**廃校舎等利活用者募集に係るＱ＆Ａについて**

**（令和７年６月１日現在）**

Ｑ：グラウンドを駐車場等により占用する場合の使用料を教えてください。

Ａ：令和７年度におけるグラウンド使用料単価は「行政財産使用料徴収条例」に基　づき、表１のとおりとなります。

　　表１

|  |  |
| --- | --- |
|  | グラウンド使用料単価  （月額） |
| 旧城山小学校 | 107.52　円/㎡ |
| 旧椋野小学校 | 101.16　円/㎡ |
| 旧情島小中学校 | 15.60　円/㎡ |

※グラウンド年間使用料：使用料単価×使用面積×12ヶ月

※行政財産使用許可申請は使用料単価見直しがあるため１年更新となります。

Ｑ：利活用者が負担する光熱水費を教えて下さい。

Ａ：現時点の基本料金及び学校運営時の令和４年度、閉校後の令和５年度、令和６年度の光熱水費については表２のとおりとなります。なお、旧椋野小学校、旧情島小中学校は閉校から時間が経過しているため記載しておりません。

　　表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旧城山小学校 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 電気料基本料金（月額） | 174,794円 | 62,790円 | 62,790円 |
| 電気料（年額） | 約2,443,000円 | 約1,660,000円 | 約1,044,000円 |
| 水道料基本料金（月額） | 1,152円 | 1,152円 | 1,152円 |
| 水道料（年額） | 約143,000円 | 約21,000円 | 約17,000円 |
| ガス代（年額） | 約74,000円 | ― | ― |

Ｑ：校舎の一部（１教室等）の利用の申込みは可能ですか？

Ａ：申込み自体は可能ですが、校舎全体を利用する提案と比較すると、優先順位は　　下位になります。

Ｑ：校舎の一部（１教室等）の短期間の利用（レンタル）は可能ですか？

Ａ：仮にシェアルームや部屋貸しの提案が採用され、核となる事業者がある場合は　　その事業者の運営規定により、一般利用者として利用することは可能と考えま　　す。

Ｑ：校舎の一部（１教室等）を複数事業者で、通年シェアして利用する場合の光熱　水費の費用負担は？

Ａ：利活用者間での協議・調整となります。

Ｑ：立木等の剪定費用及び処分費用はどちらが負担しますか？

Ａ：利活用者の負担となります。

Ｑ：使用しない工作物について、撤去及び修繕する場合の費用はどちらが負担しま　　すか？

Ａ：修繕する場合は利活用者の負担となります。なお、撤去については、可能か否　　かを含め事前に協議をお願いします。

Ｑ：備品の撤去及び廃棄費用はどちらが負担しますか？

Ａ：町が事前に撤去する予定ですが、事前協議により必要なものは残します。

Ｑ：火災保険料への加入が必要ですか？また、費用負担はどちらがしますか？

Ａ：施設そのものの欠陥や天災により火災等が発生した場合以外は、利活用者が復　旧することになりますので、火災保険等への加入をおすすめします。

Ｑ：期間完了後の現状回復についてのお考えは？

Ａ：原則、現状回復していただきます。

Ｑ：新耐震基準は満たしていますか？

Ａ：旧城山小学校教室棟及び屋内運動場は旧耐震基準で建築していますが、平成21年度に実施した耐震診断調査の結果、耐震性があることを確認しています。それ以外の管理特別教室棟は新耐震基準で建築しています。

　　旧椋野小学校は、新耐震基準を満たしています。

　　旧情島小中学校は、小学校は木造建築のため基準を満たしていません。中学校は、旧耐震基準で建築していますが、平成25年度に耐震化済みとなっております。

Ｑ：借用開始前の校舎等のひび割れ等はどうなりますか？

Ａ：現状での貸付と考えています。

Ｑ：詳細な運用計画を立てるため数日間応募者のみでの視察は可能ですか？

Ａ：週休日及び祝日を除く連続３日間以内であれば可能ですので事前にご連絡くだ　さい。ただし、管理上各日９時から17時までとしますので、教育委員会へ鍵　の受取、返却をお願いします。電気、水道、トイレは使用可能ですが、空調は　使用できませんのでご了承ください。

Ｑ：グラウンドの活用についてですが、グラウンドで作物を栽培する場合も使用料　　金が発生いたしますか？

Ａ：基本的には使用料が発生します。ただし、既存の花壇等を使用する場合はご相　　談ください。

Ｑ：10年以上継続とのことですが、それ以降に返還しなければならない可能性はありますか？

Ａ：申請時と同事業を継続する場合は再契約に応じます。